

ご説明資料

物流・自動車局
令和8年6月

タクシー事業における担い手不足やLPGスタンドの減少等を踏まえ、軽タクシーを含め地域の輸送資源をフル活用して、交通空白の解消を促進する。

<制度概要>

1. 対象地域

対象地域は導入を要望する営業区域単位とする

2. 車両の基準

- ①セーフティ・サポートカーS(サポカーS)ベーシック以上の機能を有した車両
- ②ドライブレコーダー(前方及び車内)を搭載した車両

3. 車両の整備管理

12ヶ月毎の年次検査、3ヶ月毎の定期点検を実施

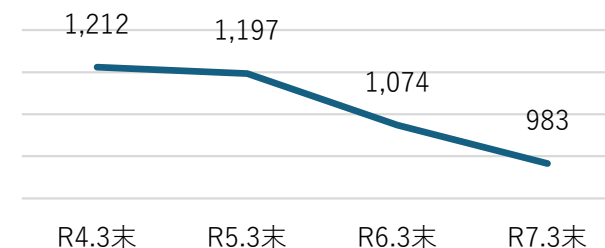
4. 運賃

「普通車」の車種区分を適用 ※現行の車種区分上、最も低いもの

5. その他の事項

各導入地域において、利用者への周知や問い合わせ対応に向けた措置を講ずる

全国のLPガススタンド数の推移



<軽自動車の導入イメージ>

<スケジュール>

令和8年6月1日 通達発出

【参考】導入を希望する都道府県

・管内(一部含む)の営業区域で導入を希望：26

(注)都道府県タクシー協会(全47協会)へのアンケート調査より

タクシー事業における軽自動車の導入予定地域について

令和8年3月に(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会より47都道府県のタクシー協会へ軽自動車タクシーの導入に関するアンケート調査を実施。

1. 管内のすべての営業区域において導入を希望すると回答 (計19県)

【東北地方】 山形県

【関東地方】 埼玉県

【中部地方】 石川県、岐阜県

【近畿地方】 滋賀県、奈良県、和歌山県

【中国地方】 島根県、山口県

【四国地方】 徳島県、香川県、愛媛県

【九州地方】 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. 管内の一部の営業区域において導入を希望すると回答 (計7県)

【東北地方】 岩手県、宮城県

【関東地方】 群馬県、神奈川県

【中部地方】 山梨県

【四国地方】 高知県

【九州地方】 長崎県

タクシー事業における軽自動車の活用について

国自旅第37号
令和8年6月1日

別紙

タクシー事業における軽自動車の活用について

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

タクシー事業における軽自動車の活用について

タクシー事業においては、近年、人口減少・少子高齢化による運転者不足や、LPGスタンドの減少等が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、今般、タクシー業界から運転者不足等への対応としてEV軽自動車等だけでなく内燃機関を有する軽自動車についてもタクシー事業で活用できるよう要望があったことも踏まえ、軽自動車を含めた地域の輸送資源をフル活用し、「交通空白」の解消を促進する観点から、タクシー事業において軽自動車を活用するための制度の整備を実施することとした。

ついては、軽自動車の活用にかかる取り扱いについて、別紙のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

1. 対象地域

軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）の導入を認める対象地域は、各地方運輸局長等が定める営業区域単位とし、各都道府県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）による申出があった地域であって、各地方運輸局長等が公示する地域とする。

2. 手続方法

道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条第3項による事業計画の変更の届出により行うこととし、営業所ごとに配置する軽自動車の数を明示させること。

3. 導入可能台数

「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第72号）別紙1.（4）」に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数を上限とすること。

- ①最低車両数が10両以上の地域：営業所の配置台数の2割まで
 - ②上記以外の地域：営業所の配置台数の5割まで
- ※小数点以下は切り捨てとする。

4. 運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付け国自旅第100号）に基づき、各地方運輸局長等が定める車種区分のうち、「普通車」の運賃を適用することとする。

5. 導入車両の基準

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条で定める軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、以下の要件を満たす車両とする。

- ①セーフティ・サポートカーS（サポカーS）ベーシック以上の機能を有した車両であること。
- ②ドライブレコーダーを搭載した車両であること。搭載するドライブレコーダーは前方及び車内を記録可能なものとし、有事の際に確認できる仕様であること。

6. 車両整備管理

事業者は、関連通達「一般乗用旅客自動車事業における軽自動車の車両整備管理について」（国自整49号）に基づき、車両の整備管理を行うこと。

国自整第49号
令和8年6月1日

7. 利用者への周知・問い合わせ対応について

軽自動車の運用について、タクシー協会又はタクシー事業者（以下「タクシー協会等」という。）において、トラブル等を防止するための必要な対策を講じている又は講じる予定があるかについて、計画書を提出させること。計画書には以下の項目を記載するものとし、タクシー協会からの申出時に提出させるものとする。

- ① 配車時に軽自動車を配車することについて利用者の承諾を得られるよう、必要な対策が講じられているか。
- ② タクシー乗り場において混乱等が生じないよう、必要な対策が講じられているか。
- ③ タクシー協会等において、HP や SNS を活用するなど積極的に周知されているか。
- ④ 軽自動車に関する問い合わせ窓口が、タクシー協会等において設置されているか。
- ⑤ その他必要な対策が講じられているか。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日、国自旅第37号）別紙6. に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ① 日常点検整備（法第47条の2）（1日1回、運行開始前に実施する点検）
 - ・ 自動車点検基準別表第1
- ② 定期点検整備（法第48条）（3か月ごとに行う定期点検）
 - ・ 自動車点検基準別表第3

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。
- (2) (1)の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3) (1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5) 年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- (6) 法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

2025年夏以降、以下の対策を強化

- 主要空港において現地調査を複数回実施
- 春節期、国慶節期における白タク・違法ハイヤーの利用防止に関する啓発活動を全国で実施
- ハイヤー事業者に対する新規許可時の審査を厳格化
- ハイヤー事業者を対象としたWEB講習会を実施
- 成田空港にて「客引き」をしたハイヤー事業者に対し許可取消処分を実施
- 本省・運輸局・警察等関係機関による白タク・違法ハイヤー対策会議を開催し、連携を強化
- 白タク・違法ハイヤーの利用防止に関する啓発動画を作成し、全国の主要空港にて放映
- 海外OTAや旅行業者に対し、白タク・違法ハイヤーを仲介・斡旋しないよう呼びかける旨の事務連絡発出
- 更なる対策：羽田・成田・中部国際・関西空港にて、本省直轄委託職員による巡回を実施予定



<中野大臣の空港視察の様子>



<空港での街頭監査の様子>



<動画にて違法ハイヤーを啓発>

(6月より実施予定)

上記の取組みに加え、更なる対策を検討中

【実施スケジュール】

- ・要望調査実施（2/13～3/10）
- ・事業者向け説明会実施（3/30、3/31）
- ・措置率の目安通知（4/17）
- ・公募開始（4/27～5/29）
- ・審査（6月～7月上旬目途）

※原則、7月7日までに申請書類の補正を含めて、書類が揃っていることが前提

- ・措置率確定（7月中旬目途）
- ・交付決定（7月中下旬目途）

令和7年度以降の運賃改定の状況について(令和8年6月2日時点)

1. 令和7年度実施済の地域(38地域) ※地域数は、新運賃ブロック単位で集計

運賃ブロック名	改定率	運賃ブロック名	改定率	運賃ブロック名	改定率	運賃ブロック名	改定率	運賃ブロック名	改定率
福島地区	10.77%	静岡地区	10.20%	広島市域地区	10.21%	岐阜地区	12.24%	群馬A地区	11.36%
北九州市域地区	12.15%	伊豆地区	7.98%	札幌・小樽地区	10.04%	飛騨地区	9.14%	群馬B地区	11.12%
岩手A地区	13.90%	神戸市域地区	10.00%	愛媛地区	13.26%	山口地区	11.37%	三重地区	10.04%
京都市域地区	8.72%	広島地区	12.09%	新潟A地区	12.93%	多摩地区	10.36%	兵庫地区	9.96%
滋賀地区	8.31%	岡山地区	13.27%	新潟B地区	9.79%	京浜地区	11.03%	和歌山地区	11.64%
岩手B地区	12.27%	尾張・三河地区	10.06%	東京島しょ地区	11.90%	相模・鎌倉地区	10.33%	香川地区	13.05%
名古屋地区	10.54%	函館A地区	12.68%	青森地区	11.64%	千葉地区	10.00%	仙台地区	10.08%
大阪地区	10.88%	帯広地区	10.07%	宮崎地区	15.54%	埼玉南部地区	10.25%	山形地区	12.76%
						埼玉北部地区	10.77%	室蘭地区	10.52%

2. 令和8年度実施済の地域(6地域) ※地域数は、新運賃ブロック単位で集計

運賃ブロック名	実施月	改定率	運賃ブロック名	実施月	改定率	運賃ブロック名	実施月	改定率
鹿児島地区	令和8年4月	10.21%	釧路地区	令和8年4月	10.27%	石川地区	令和8年5月	16.54%
旭川地区	令和8年4月	18.08%	特別区・武三地区	令和8年4月	10.14%	秋田地区	令和8年6月	11.15%

3. 運賃改定公示中の地域(8地域) ※地域数は、新運賃ブロック単位で集計

運賃ブロック名	実施月	改定率	運賃ブロック名	実施月	改定率	運賃ブロック名	実施月	改定率
北見地区	令和8年6月12日	12.23%	栃木地区	令和8年6月22日	11.27%	福岡市域地区	令和8年7月1日	10.62%
茨城地区	令和8年6月22日	10.60%	山梨A地区	令和8年6月22日	10.01%	大分地区	令和8年7月1日	11.14%
			宮城地区	令和8年7月1日	11.53%	千歳・空知・後志地区	令和8年7月10日	13.61%

4. 運賃改定審査・申請中の地域(15地域) ※下線については、改定要否審査中、申請受付中のもの。

運輸局	運賃ブロック名	運輸局	運賃ブロック名	運輸局	運賃ブロック名	運輸局	運賃ブロック名
関東	小田原地区	近畿	京都北部地区	四国	徳島地区	九州	佐賀地区
北信	富山地区		奈良地区		高知地区		熊本地区
中部	長野地区	中国	島根県本土地区	九州	長崎本土地区	沖縄	沖縄地区
	福井地区		鳥取地区		長崎離島地区		